

新宿区みどりの推進審議会小委員会について

小委員会の概要

- 審議事項
 - ・保護樹木等の指定及び解除
 - ・みどり公園基金の処分
- 組織
 - ・委員は8人以内とし会長が指名する
 - ・会長が委員長を指名する
- 開催
 - ・委員長は委員を招集する
 - ・委員の過半数の出席により成立する
- 調査審議
 - ・出席委員の過半数で可否を決定する
- 任期
 - ・委員の任期は2年とする

小委員会を開催する場合の流れ

